

公安委員会 資料No. 1	指定講習機関に関する規則第5条第5号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件の一部改正について	平成24年8月23日 交通企画課 運転免許課
------------------	--	------------------------------

## 1 趣旨

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第2号の取消処分者講習を行う機関としての指定を受けるためには、「公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格し、又は国家公安委員会が指定する運転適性指導についての技能及び知識に関する講習を終了した者であること」（指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第5条第5号）等の要件を満たす運転適性指導員が必要数置かれていなければならないこととされている。
- (2) 現在、国家公安委員会が指定する講習としては「指定講習機関に関する規則第5条第5号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件」（平成14年国家公安委員会告示第36号）により、「自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修」が指定されているところである。
- (3) 当該研修には、取消処分者講習のみならず、停止処分者講習、高齢者講習及び違反者講習における指導に関する項目も含まれているため、運転適性指導員として取消処分者講習における指導のみを行うことを希望する者にとっては過大な内容である。
- (4) (3)を踏まえ、今般、自動車安全運転センターに、取消処分者講習における指導に関する項目のみを内容とする「取消処分者講習指導員（一般）研修」が新設されることとなっている。
- (5) この新設される研修を受講した者は、取消処分者講習における指導については、新任運転適性指導員研修を受講した者と同等の能力が認められることから、当該国家公安委員会告示について所要の改正を行うものである。

## 2 内容

- (1) 指定講習機関に関する規則第5条第5号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習として、「取消処分者講習指導員（一般）研修」を追加指定することとする。
- (2) この告示は、公布の日から施行する。

## 3 今後の予定

初回の取消処分者講習指導員（一般）研修は、本年10月31日（水）から開講される予定。

公 安 委 員 会  
説明資料No. 2

殉職事案の発生について

平成24年8月23日  
首 席 監 察 官

1 殉職警察官

栃木県警察本部交通部交通機動隊

巡查長 大貫 有史 (30歳)

2 発生日時・場所

(1) 日時：平成24年8月21日（火）午後1時33分ころ

(2) 場所：栃木県塩谷郡高根沢町大字石末1512番地1先路上

県道 杉山石末線

3 事案概要

殉職警察官は、上記日時・場所において、白バイにて交通指導取締中（県道を西進）、路外施設から道路に進出（右折東進）してきた普通貨物自動車と衝突した。

同日午後3時07分、搬送先病院において死亡確認したもの。

1 開催日程

平成 24 年 7 月 27 日(金)から 8 月 12 日(日)までの間 (17 日間)

2 開催場所

イギリス ロンドン

3 競技数及び出場国

26 競技 153 か国

4 警察関係参加選手の成績

(1) 出場選手 (1 名)

所属 神奈川県警察本部 警務部教養課

氏名 松田 知幸 (まつだ ともゆき)

昭和 50 年 12 月 12 日 (36 歳)

(2) 出場競技

射撃 (ライフル射撃)

ア 10m エアピストル

イ 50m ピストル

(3) 出場種目及び成績

ア 10m エアピストル (競技日 7 月 28 日(土) 44 名出場)

13 位 (581 点) ※ 前回大会 (北京) 18 位

イ 50m ピストル (競技日 8 月 5 日(日) 38 名出場)

11 位 (559 点) ※ 前回大会 (北京) 8 位

○ 10m エアピストル (AP)

圧縮空気式又はポンプ式の拳銃(口径 4.5mm、銃の重さ 1,500g 以下、引き金の重さ 500g 以上)を用い、10 メートル先の標的 (10 点の直径 11.5mm)に向け、1 時間 45 分以内に 60 発撃つ競技

○ 50m ピストル (50mP)

5.6mm 口径の拳銃 (銃及び引き金の重さの制限なし。) を用い、50 メートル先の標的 (10 点の直径 5cm)に向け、2 時間以内に 60 発撃つ競技 (旧フリーピストル)

5 その他

日本選手団の監督、コーチとして、レスリング(男女)競技 4 名、柔道(男女)競技 2 名、フェンシング(男女)及びウェイトリフティング(男子)の競技各 1 名の計 8 名が参加し、

柔道 金 1 個 銀 3 個 銅 3 個

レスリング 金 4 個 銅 2 個

フェンシング 銀 1 個 (団体)

ウエイトリフティング 銀 1 個 (女子選手が獲得したもの。  
のメダルをそれぞれ獲得している。

**1 開催日時**

平成24年9月7日(金) 午前9時00分から午後6時00分ころまで

**2 開催場所**

日本武道館

**3 競技方法**

- (1) 柔道 (トーナメント戦・5分間の1本勝負、延長戦3分間)  
ア 男子個人戦  
無差別、100kg級、90kg級、81kg級、73kg級及び66kg級の6階級  
イ 女子個人戦  
63kg超級及び63kg以下級の2階級  
(2) 剣道 (トーナメント戦・時間無制限の1本勝負)  
男子個人戦及び女子個人戦

**4 出場選手**

- (1) 柔道 184名  
ア 男子 162名  
・ 皇宮警察本部及び各都道府県警察代表選手 138名  
・ 平成22年度大会上位者(所属推薦枠) 24名  
イ 女子 22名  
皇宮警察本部及び各都道府県警察代表選手 22名  
(2) 剣道 170名  
ア 男子 122名  
・ 皇宮警察本部及び各都道府県警察代表選手 96名  
・ 平成22年度大会成績上位者(所属推薦枠) 16名  
・ 平成23年度部外大会成績上位者 10名  
イ 女子 48名  
皇宮警察本部及び各都道府県警察代表選手 48名

**5 表彰**

- (1) 柔道  
男子、女子の各階級優勝及び第2位 計 16名  
(2) 剣道  
男子～優勝、第2位、第3位(2名)及び第5位(4名)  
女子～優勝、第2位及び第3位(2名) 計 12名

**6 その他**

- (1) 昨年度は、東日本大震災に伴い、全ての警察術科大会を中止  
(2) 今年度におけるその他の警察術科大会の開催日程  
ア 10月22日(月) 全国警察柔道大会(団体戦)  
イ 10月23日(火) 全国警察剣道大会(団体戦)  
ウ 11月20日(火) 全国警察逮捕術大会及び全国警察拳銃射撃競技大会  
(3) 大会当日は、午後2時30分から閉会式まで、衛星中継により全国放映予定

公 安 委 員 会	「平成25年度予算の概算要求 組替え基準」について	平成24年8月23日 会 計 課
説明資料No. 5		

8月17日（金）に閣議決定された「平成25年度予算の概算要求組替え基準」の主な内容については、以下のとおり。

## 1 一般要求

- (1) 以下の経費ごとの合計額の範囲内で要求する。

### ア 義務的経費

前年度当初予算額に、特殊要因（国政選挙等）に必要な経費等を加減算した額

イ 国家機関費等（司法、警察、消防、防衛及び徴税等の諸経費）

前年度当初予算額（施設費を除く）に97/100を乗じた額

ウ その他の経費（当庁の場合、施設費）

前年度当初予算額に90/100を乗じた額

- (2) 東日本大震災からの復興対策に係る経費については、「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って、所要の額を要求する。

## 2 特別重点要求及び重点要求

### (1) 特別重点要求

「日本再生戦略」に適合する施策のうち、グリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健康）、農林漁業の分野に係るもの

### (2) 重点要求

特別重点要求のほか、「日本再生戦略」に関連する施策

防衛・治安に関連する施策についても、これに準じた取扱いとする。

### (3) 要求ルール

#### ア 国家機関費等

1 (1)イの削減額（3/100相当額）の1.2倍の金額の範囲内で「重点要求」を行うことができる。

#### イ その他の経費

1 (1)ウの削減額（10/100相当額）に対し、グリーン分野であればその4倍まで、ライフ・農林漁業分野であればその2倍まで、重点要求であればその1.5倍まで「特別重点要求及び重点要求」を行うことができる。

## 3 今後の予定

概算要求提出期限 9月7日（金）

公 安 委 員 会	自 殺 総 合 対 策 大 綱 の 見 直 し に つ い て	平成24年8月23日
説明資料NO. 6		生活安全企画課

## 1 経緯

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法第8条に基づく政府が推進すべき自殺対策の指針であり、現在の大綱は平成19年6月に閣議決定された。同大綱においては、おおむね5年を目途に見直すこととされているため、有識者や現場で活躍する民間団体・関係団体の声等を踏まえて、見直し素案（別添）がとりまとめられた。

なお、8月10日～17日に素案に対するパブリックコメントを実施しており、今後、寄せられた意見等を踏まえ直し案の検討を進めることとされている。

（参考）自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

第8条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

## 2 新たな自殺総合対策大綱（素案）の概要（見直しのポイント～別紙）

- 目指すべき社会を提示
- 第1 はじめに（自殺総合対策の現状と課題）
- 第2 自殺総合対策の基本的考え方
- 第3 当面の重点施策
- 第4 自殺対策の数値目標
- 第5 推進体制等

## 3 警察に関する施策

- 自殺統計等既存資料の利活用の促進（継続・P14）
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上（継続・P17）
- 自殺するおそれのある行方不明者に係る発見活動（継続・P23）
- インターネット上の自殺関連情報対策の推進（継続・P23）
- インターネット上の自殺予告事案への対応等（継続・P23）
- 性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実（新規・P24）

## 4 今後のスケジュール

8月28日 自殺総合対策会議（見直し案の決定）  
閣議決定（見直し決定）

※8月27日まで不公表

（※ 別添及び別紙省略）

## 1 概要

## (1) 生活経済事犯の現状

- 生活経済事犯のうち、利殖勧誘事犯（※1）及び特定商取引等事犯（※2）は被害が減少傾向にあるものの、被害者中、高齢者の割合が非常に高い。
  - ※1 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、金融商品取引法、無限連鎖譲の防止に関する法律等の違反に係る事犯。
  - ※2 訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関する詐欺、恐喝等に係る事犯。
- ヤミ金融事犯（※3）の被害は減少傾向だが、暴力団が関与する事犯等の重点的取締りの継続が必要。
  - ※3 出資法違反（高金利等）及び貸金業法違反並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯。

1 頁

## (2) 生活経済事犯被疑者の検挙

- 平成 24 年上半期の検挙事件数は 3,602 事件、検挙人員は 4,604 人で、全体として横ばい傾向。

1 頁

## (3) 生活経済事犯利用口座の凍結

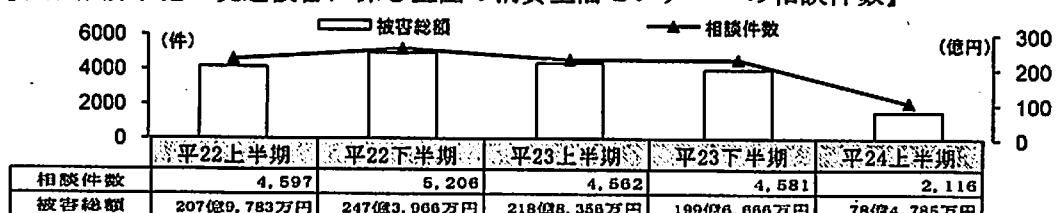
- 生活経済事犯利用口座として、平成 24 年上半期に金融機関に凍結を求めた件数は、15,179 件（+4,400 件、+40.8%）と、前年同期比で大幅に増加。

1 頁

## 2 利殖勧誘事犯

## (1) 被害の現状

【利殖勧誘事犯の既遂被害に係る全国の消費生活センターへの相談件数】



2 頁

- 全国の消費生活センターへの相談件数は、前年同期比で大幅に減少。
- 相談件数中、契約当事者が 60 歳以上の割合は 85.6% で、上昇傾向。

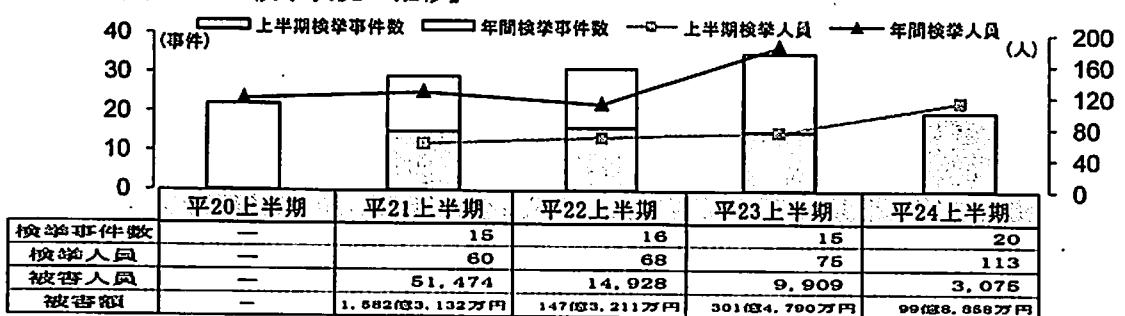
## (2) 対策の状況

## ア 検挙状況

- 検挙事件数は 20 事件（+5 事件、+33.3%）、検挙人員は 113 人（+38 人、+50.7%）と前年同期比で増加。被害人員は 3,075 人（-6,834 人、-69.0%）、被害額は約 99 億 8,858 万円（一約 201 億 5,932 万円、-66.9%）と減少。1 事件当たりの平均被害人員 154 人（-507 人、-76.7%）及び平均被害額 4 億 9,942 万円（-15 億 1,043 万円、-75.2%）も減少。

3 頁

【利殖勧誘事犯の検挙状況の推移】

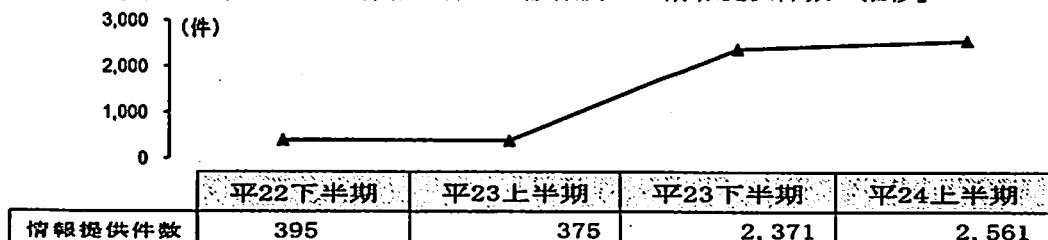


## イ その他の対策

### (ア) 利殖勧誘事犯利用口座の凍結

- 金融機関に凍結を求めた件数は2,561件(+2,186件、+582.9%)、口座数は2,100口座(+1,743口座、+488.2%)と前年同期比で大幅に増加。うち法人名義口座数は1,531口座(72.9%)と大多数を占める。

【利殖勧誘事犯利用口座の凍結に係る金融機関への情報提供件数の推移】



### (イ) 金融機関に対する法人名義口座開設時審査の厳格化の要請及び利殖勧誘事犯利用凍結口座名義法人情報の提供

- 利殖勧誘事犯利用口座の大多数が法人名義口座であるため、(株)ゆうちょ銀行、全国銀行協会等に法人名義口座開設時審査の厳格化を要請。
- (株)ゆうちょ銀行及び全国銀行協会に対し、それぞれ平成24年1月及び5月から、利殖勧誘事犯利用凍結法人名義口座リストを提供。

### (ウ) 行政機関等に寄せられた犯罪被害相談情報の警察への提供

- 行政機関等に寄せられた利殖勧誘事犯被害に係る相談情報を相談者の同意を得て警察に提供する枠組みを活用。

## (3) 課題と今後の取組

- 被害情報の能動的収集と迅速な被疑者検挙・口座凍結
- 金融機関に対する利殖勧誘事犯利用凍結口座名義法人情報の提供
- 被害申告促進や被害防止のための広報啓発活動
- バーチャルオフィスの実態調査結果を踏まえた対策の推進

## 3 利殖勧誘事犯以外の主な生活経済事犯

### (1) 特定商取引等事犯

- 被害は減少傾向だが、高齢者の割合も高く、重点的取締りを継続。

### (2) ヤミ金融事犯

- 各種相談件数、事件検挙とも減少傾向。事件も小型化傾向。
- 「クレジットカード現金化」等の対策を継続。

### (3) 保健衛生事犯

- 事件検挙の状況は、減少傾向。
- 国内のプロバイダーに無承認医薬品のネット広告削除の働きかけを継続。

### (4) 知的財産権侵害事犯

- 事件検挙の状況は、前年同期比でほぼ横ばい。
- 国内のプロバイダー及び仕出国当局にネット広告削除の働きかけを継続。

## 4 総括

生活経済事犯のうち最重点で取締りを行ってきた利殖勧誘事犯は、早期の口座凍結及び事件検挙の増加等により、被害は減少傾向にある。特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯についても、同様に、被害は減少傾向にあり、引き続き、これら生活経済事犯に係る犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供、速やかな捜査着手等を実施していく。

4 頁

5 頁

8 頁

12 頁

20 頁

25 頁

(※ 別紙省略)

公安委員会 説明資料No.8	中国人による尖閣諸島への上陸事案について	平成24年8月23日 外事課
-------------------	----------------------	-------------------

## 1 事案の概要（時系列）

8月13日(月)午前1時20分頃	尖閣諸島への上陸を目指す活動家らが乗船する「啓豊2号」が香港領海を出航
8月15日(水)午後2時20分頃	「啓豊2号」が接続水域(*)に入域
午後3時50分頃	「啓豊2号」が領海内に進入
午後5時35分頃	魚釣島岩礁に接岸した「啓豊2号」から下船した活動家7名が魚釣島に上陸 うち2名は直ちに帰船
午後5時50分頃	沖縄県警が上陸した活動家5名を逮捕 「啓豊2号」が魚釣島から離岸
午後6時40分頃	・海上保安庁巡視船が「啓豊2号」を制止 ・沖縄県警が逮捕した5名の移送開始
午後8時00分頃	海上保安庁が「啓豊2号」に乗船する9名を逮捕
8月16日(木)午前8時50分頃	県警が逮捕した5名が沖縄本島に到着
午前10時10分頃	県警が逮捕した5名の身柄を警察署に順次引致を開始
午後11時10分頃	海上保安庁が逮捕した被疑者9名の身柄を入国管理局に順次引渡しを開始
8月17日(金)午前9時35分頃	県警が逮捕した被疑者5名の身柄を入国管理局に順次引渡しを開始
午後6時45分頃	県警が逮捕した被疑者5名を含む7名が搭乗する航空機が那覇空港を離陸
午後9時25分頃	残りの被疑者7名が乗船する「啓豊2号」が石垣港を出港

\* 接続水域：我が国の領域における通関、出入国管理等に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域

## 2 警察の対応

- 尖閣諸島の領有権主張活動に関し、警察庁に警備局長を長とする「警察庁対策本部」を設置（8月15日午後2時21分）
- 魚釣島に上陸した活動家5名を出入国管理及び難民認定法違反（不法上陸）容疑で現行犯逮捕（同日午後5時50分頃）
- 逮捕した5名の沖縄本島への移送（同日午後6時40分頃から）
- 沖縄本島に到着後、5名の身柄を那覇警察署など4警察署に順次引致（8月16日午前10時10分頃から）
- 出入国管理及び難民認定法第65条に基づき、被疑者5名の身柄を那覇入国管理局に順次引渡し（8月17日午前9時35分頃から）

公 安 委 員 会	邦人による尖閣諸島への 上 陸 事 案 に つ い て	平成24年8月23日
説明資料No. 9		公 安 課

## 1 事案概要

尖閣諸島周辺海域における船上慰靈祭等に参加していた邦人10人が、平成24年8月19日（日）午前中、乗船していた船から順次海に飛び込み、泳いで魚釣島に上陸し、同島内で数時間滞在したもの。

## 2 上陸者

日本文化チャンネル桜関係者等 5人

東京都議会議員 1人

兵庫県議会議員 1人

東京都荒川区議会議員 1人

東京都杉並区議会議員 1人

茨城県取手市議会議員 1人

## 3 沖縄県警察等の措置

沖縄県警察では、海上保安庁と協力して、尖閣諸島に向けて出航前及び現場において上陸者を含む乗船者に対し警告を行うとともに、探証活動等を実施した。

また、上陸翌日の8月20日（月）、沖縄県警察は、上記上陸者から事実確認のための聞き取りを実施した。

公安委員会 説明資料No.10	防災基本計画の修正について	平成24年8月23日 警備課
--------------------	---------------	-------------------

## 第1 今回修正の概要

### 1 修正の経緯

災害対策基本法の改正や原子力規制委員会設置法の制定、防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえ修正

### 2 主な修正内容

- (1) 防災の基本原則に係る記述の充実  
予防、応急対策、復旧・復興の各段階における留意点を明記
- (2) 災害対策基本法の改正、防災対策推進検討会議最終報告を踏まえた修正  
大規模広域な災害に対する即応力の強化、被災者への対応改善、地域の防災力の向上
- (3) 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映  
雪害対策、竜巻対策、津波対策の充実、避難方策 等
- (4) 福島事故を踏まえた原子力災害対策の強化  
官邸の意思決定機能、現場の活動体制、住民防護・原子力被災者生活支援活動の強化 等

## 第2 警察関連の主な修正

### 1 各編共通事項

- (1) 防災関係機関相互の連携体制  
災害規模や被災地のニーズに応じ、円滑な支援が受けられるよう防災業務計画や地域防災計画に受援計画を位置付け
- (2) 救助・救急活動関係
  - ・ 救助・救急関係省庁は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助活動等を行うため、連携の強化、職員の教育訓練等を実施
  - ・ 発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に人的、物的資源を優先配分
- (3) 緊急輸送活動関係  
国及び地方公共団体は、緊急通行車両標章の円滑な発行による緊急通行への配慮、緊急通行車両への優先的な燃料供給等環境整備を推進
- (4) 交通の確保  
国、地方公共団体等は、医療関係、重機運搬関係等の車両が、発災後、緊急通行車両の標章を円滑に交付される事前届出制度を活用
- (5) 遺体の処理  
警察庁及び都道府県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行うとともに、確認に必要な資料の重要性を踏まえ、地方公共団体等と密接に連携

### 2 津波災害対策関係

- (1) 住民等の避難誘導体制  
国は、マニュアルの見直しなど地方公共団体の取組を適切に支援
- (2) 津波避難計画検討時の留意事項  
自動車避難に伴う危険性の軽減方策、自動車避難の限界量以下への抑制に係る地域での合意形成の推進
- (3) 避難支援者の行動ルール作り  
警察官等避難支援者の危険回避のため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民等に周知

### 3 原子力災害対策関係

- (1) 避難誘導計画の策定 (P)  
都道府県警察を含む地方公共団体は、PAZ(予防的防護措置準備区域)内は迅速な避難計画を、UPZ(緊急時防護措置準備区域)内は広域避難計画を策定
- (2) 原子力事業者の原子力災害収束に向けた対応の支援  
原子力事業者だけでは十分な対応が実施できない場合、国(警察庁等)は連携して原子力災害収束に向けた対応を支援

## 第3 今後の予定

8月下旬開催予定の中央防災会議において決定見込み。今後、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」を修正予定

**1 概要**

警察庁及び各都道府県警察では、「平成24年度総合防災訓練大綱」に基づき、9月1日（土）の「防災の日」を中心とした「防災週間」（8月30日（木）から9月5日（水）まで）に関係機関と連携の下全国的に総合防災訓練を実施予定。

**2 警察庁における訓練（9月1日（土）実施）****(1) 訓練概要等****ア 想定**

9月1日（土）午前7時00分ころ、東京湾北部を震源とする最大震度6強（マグニチュード7.3）の首都直下地震が発生。

**イ 訓練概要**

- 警察職員の警察庁及び代替施設（警察大学校及び関東管区警察局）への徒步参集並びに安否確認訓練
- 国家公安委員会委員及び幹部の緊急輸送訓練
- 警察庁総合対策室における緊急災害警備本部設置・運営訓練
- 臨時国家公安委員会の開催訓練 等

**(2) 訓練次第**

警察庁主催訓練		政府主催訓練	
7:00～	職員の徒步参集訓練、安否確認開始	8:15まで(官邸)	閣僚徒步参集
各出発時間	国家公安委員会委員及び幹部の緊急輸送訓練実施	8:15～8:45(30分間)	第1回緊急災害対策本部会議
8:30～	緊急災害警備本部運営訓練等開始	8:50～8:55(5分間)	内閣総理大臣会見
9:10	長官 警備本部(総対室)入室、訓練状況報告	8:55～9:00(5分間)	防災担当大臣会見
9:30	長官 調示	9:05～9:30(25分間)	第2回緊急災害対策本部会議
9:32	長官 退室	10:00～13:30	第2回緊急災害対策本部会議終了後
9:40	国家公安委員会委員長登庁		政府調査団派遣訓練(横浜市)
9:45(20分間)	臨時国家公安委員会開催訓練(国家公安委員会委員長出席)		
11:00	訓練終了		

**3 都道府県警察における訓練（防災週間に実施）**

34都道府県警察において、警察官約10万4千人（ヘリコプター約40機、車両約460台、船舶5隻）が参加して実施。

**4 政府現地訓練**

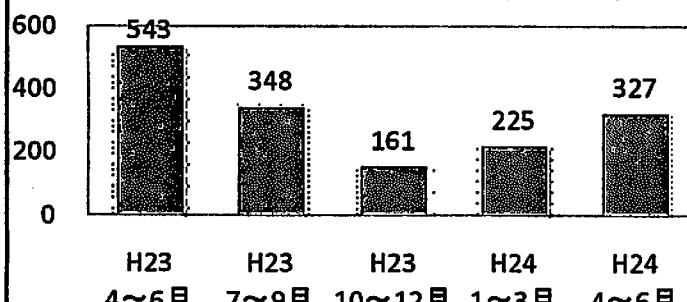
- (1) 首都直下地震対応訓練（9月1日（土）実施／神奈川県横浜市）
- (2) 東海地震対応訓練（8月29日（水）～30日（木）実施／立川防災拠点、静岡県他）

**5 警察庁緊急災害警備本部初動対処訓練（10月20日（土）に実施予定）**

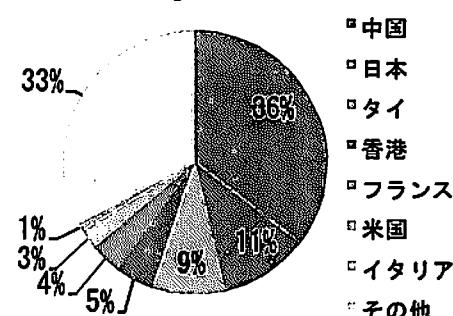
緊急災害警備本部要員（約500人）の招集訓練及び想定訓練等を実施予定。

### 1 標的型メール攻撃事案の把握状況

- 警察では、平成24年上半期の間に、合計552件の標的型メールが我が国の民間企業等に送付されていたことを把握。
- 標的型メール攻撃に使用された不正プログラムの接続先は、約36%が中国、約11%が日本、約9%がタイであった。



【サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク等を通じて警察が把握した標的型メール攻撃の件数】



【標的型メール攻撃(H24. 1~6月552件)に使用された不正プログラムの接続先】

### 2 情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃事案の例(詳細別紙1)

- 中国地方の事業者がのっとられ、当該企業の送付した実際のメールを利用して多数の事業者等に標的型メールが送付された事例
- 政府機関にも民間事業者等にも送付された標的型メール攻撃事例
- 多数の地方自治体等に送付された標的型メール攻撃事例

### 3 警察のサイバーインテリジェンス対策の取組

#### (1) 「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」の拡充

- 警察と情報窃取の標的となるおそれのある全国の事業者等とで構築している「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」の構成員は約4,800の事業者等に拡大(7月1日現在)。
- 運用開始から本年6月末日までの間に、警察からの注意喚起により、各構成員は251件の標的型メールの送付を認知。
- 本年3月から、内閣官房と連携し、政府機関に対する標的型メール攻撃に関する情報も情報提供を始めたところ、政府機関宛てのものと同様のものが民間事業者等にも送付されていたことが判明。

#### (2) セキュリティ関連事業者との情報共有(詳細別紙2)

- 8月23日(木)、警察とセキュリティ監視サービス又はセキュリティ事業に対処するサービスを提供する事業者で構成する「サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会」を設置。
- 情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃事案に係る情報共有を実施することにより、機密情報が窃取されることのないよう、事業者等が不正な接続先へ通信を行うことを防止。